

修道学園（中・高）同窓会会則

2021（令和3）年4月1日 施行

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は修道学園（中・高）同窓会と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦と母校である修道中学校・修道高等学校の発展を図ることを目的とする。

（事務局）

第3条 本会の事務局は、広島市中区南千田西町8番1号修道中学校・修道高等学校事務室内に置く。

（事業）

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- （1）会員相互の親睦に必要な事業
- （2）修道学園の発展を図るための事業
- （3）会誌の発行
- （4）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

（会員）

第5条 本会は、次の各号の一に該当するものを正会員とする。

- （1）旧制修道中学校・旧制修道第2中学校・旧制修道学校・新制修道中学校・修道高等学校および修道高等学校第2部の卒業生
- （2）前号の各学校に在学したもので、幹事会の合議によって本会員であることを認められた者
- （3）本会は、会員中、会員たるに適せずと認められた者あるときは、幹事会の合議により除名することができる。

（特別会員）

第6条 本会は、次の各号の一に該当する者を特別会員とする。

- （1）修道中学校および修道高等学校の在職教職員
- （2）第5条第1号の各学校旧教職員で、幹事会の合意によって本会特別会員であることを認められた者

第3章 役員

（役員）

第7条 本会に次の各号の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 10名以内
- （3）事務局長 1名
- （4）幹事 各卒業回より原則2名、ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない
- （5）評議員 各卒業回より若干名
- （6）監査 3名

2 本会に会長代理及び顧問を置くことができる。

- （1）会長代理は副会長もしくはこれに準ずる者の中から会長が選任する。副会長以外から選任された会長代理は、在任中幹事として扱う。
- （2）顧問の委嘱は、会長が幹事会にはかりこれを行なう。

3 新たに会長が選任されたときは、前会長は名誉会長となる。

(役員を選任)

第8条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長は、幹事会において幹事のなかから互選により1名を選任する。
- (2) 副会長は、幹事会において幹事のなかから互選により10名以内を選任する。
- (3) 事務局長は、幹事会において会長の指名により修道中学校・修道高等学校事務長を選任する。
- (4) 幹事は、同窓大会世話人の任を終えた卒業回以上の各回より、各回評議員の合議により、各回正会員中より原則2名(正1名・副1名)を選任する。
- (5) 評議員は、各回卒業生の合議により、各回正会員中より若干名を選任する。
- (6) 監査は、幹事会の合議により正会員中より3名を選任する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会務の運営執行に当たる。
- (3) 事務局長は会長の命をうけ、本会の事務及び会計の執行を行なう。
- (4) 幹事は幹事会を構成し、会長の諮問に応じ会務の運営執行を行なう。
- (5) 評議員は評議員会を構成し、会務の諮問に応じる。
- (6) 監査は本会の業務、会計及び財産の監査を行なう。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は3年とする。ただし再任をさまたげない。

- (1) 役員に欠員が生じたとき、後任の補充選任については会長に一任する。ただし、その仕事は前任者の残存期間とする。
- (2) 同窓大会世話人の任を終えた年に、世話人の卒業回より選任された幹事の仕事は、就任直後の改選期までとする。

(幹事会)

第11条 幹事会は幹事・監査をもって組織し、年2回以上開催する。ただし会長が必要と認めたとき又は幹事の2分の1以上の請求があったときは、臨時に幹事会を開催する。

- (1) 会長は幹事会の議長となる。
- (2) 幹事会は過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思表示した者は出席とみなす。
- (3) 幹事会における決議は、出席幹事の過半数の同意があることを要す。
- (4) 幹事会の開催議題、日時、場所等については、原則として開催日の14日前までに通知しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

第12条 次の各事項は当該年度の幹事会で報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 前年度事業報告、収支決算及び監査報告
- (2) 次年度事業計画及び収支予算案
- (3) その他会長が必要と認める事項

第13条 幹事会の審議内容及び審議結果は、書面又はホームページ等を利用して幹事・評議員に通知しなければならない。

(評議員会)

第14条 会長が必要と認めたとき又は評議員の5分の1の請求があったときは、評議員会を開催する。

- (1) 会長は評議員会の議長となる。
- (2) 評議員会による決議は、出席評議員の過半数の同意があることを要する。

(会誌名簿委員会)

第15条 第4条の事業を行うために、次の委員を置き会長がこれを委嘱する。

- (1) 会誌名簿委員 若干名

第4章 総会

(総会)

第16条 本会は年1回以上総会を開催する。

- (1) 大会の開催日時、場所はホームページ、新聞広告等適当な方法をもって告示する。

(2) 大会の世話人は、主担当の学年を会長が指定し、その直下の学年が副担当として主担当の学年を補佐する。

(3) 大会における決議は、出席正会員の過半数の同意があることを要する。

第17条 母校卒業生に対し、事務局は適当な方法をもって同窓会の存在・活動の周知を図る。

第5章 支部

(支部)

第18条 本会正会員は居住する地方に地方支部を、勤務する職場に職域支部を設置することができる。

(1) 支部を設置する場合は、事前に支部規約、役員等を同窓会事務局に届け出、幹事会の承認を得なければならない。

第6章 資産及び会計

(資産及び会計)

第19条 本会の経費は、入会金、終身会費、財産より生じる収入、臨時拠出金及びその他の収入をもって支弁する。

第20条 新入会員は、本会への入会金として3,000円を拠出するものとする。

(1) 新入会員は、本会の終身会費として7,000円を拠出するものとする。

第21条 本会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第22条 本会の財産の管理並びに収支は、会長の命をうけ事務局長がこれを行なう。

(1) 会長は毎年度の予算を作成し、決算を行ない、これについて幹事会の承認を得なければならない。

第7章 その他

(会則等の改廃)

第23条 本会の事業運営活動に必要な諸規程を制定又は改廃するときは、幹事会の議を経て行なう。

第24条 この会則の変更は、幹事会の議を経て行ない総会に報告する。

附則

1 この会則は、2021年4月1日から施行する。

2 本会則の施行にともない、従前の「修道学園(中・高)同窓会会則」は廃止する。